



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年6月18日火曜日 第518号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 458  
 指定自立支援医療機関の指定(2件)..... (健康増進課) ... 459  
 指定自立支援医療機関の所在地の変更..... ( " ) ... 459  
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 459  
 指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 459  
 土地改良区役員就退任の届出(2件)..... (中予地方局農村整備第一課、南予地方局農村整備課) ... 459

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 460

## 告 示

### ○愛媛県告示第619号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月18日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) m a c 大洲北只店  
大洲市北只170-1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
村上工業株式会社  
大洲市若宮528番地1  
代表取締役 村上 聖
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社大屋  
西条市西田甲590番地2  
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年2月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,380平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
67台
  - イ 駐輪場の収容台数  
40台
  - ウ 荷さばき施設の面積

70平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年6月6日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年6月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: Name, Location, Operator Name, Operator Address, Representative Name, Medical Type, Designation Date. Rows include フロンティア薬局高木町店 and にこにこクリニック.

○愛媛県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年6月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: Designated Care Provider Name, Provider Address, Representative Name, Station Name, Station Address, Medical Type, Designation Date. Rows include 株式会社みらいずきゃんばす, 株式会社 シェア, and Fusion株式会社.

○愛媛県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年6月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 5 columns: Name, Previous Location, New Location, Medical Type, Change Date. Rows include 訪問看護ステーションあんず and 訪問看護ステーション陽だまり.

○愛媛県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和6年6月11日認可した。

令和6年6月18日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

○愛媛県告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年6月18日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
2 指定年月日
令和6年6月6日
3 指定道路の位置
四国中央市中之庄町字的ノ尾956番1の一部、956番2の一部及び957番の一部
4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 69.01メートル
(2) 幅員 4.50メートル 4.00～4.50メートル

○愛媛県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年6月18日

愛媛県中予地方局長 矢野悌二

就任

Table with 4 columns: Employee Type, Name, Residence, Address. Rows include 理事 友澤光則 and others.

監事	澤田 茂	松山市小栗3丁目4-40
"	神野 邦彦	松山市小栗6丁目8-5
"	青木 博美	松山市小栗5丁目6-15

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	友澤 光則	松山市小栗5丁目9-20
"	澤田 悟	松山市小栗3丁目4-43
"	新家 稔	松山市雄郡1丁目2-2
"	竹嶋 秀明	松山市小栗2丁目4-8
"	松本 敏	松山市小栗7丁目10-39
監事	澤田 茂	松山市小栗3丁目4-40
"	神野 邦彦	松山市小栗6丁目8-5
"	青木 博美	松山市小栗5丁目6-15

○愛媛県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年6月18日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	大下 雅男	八幡浜市真網代丙648番地
"	阿部 松訓	八幡浜市真網代丙237番地1
"	楠本 安政	八幡浜市真網代丙383番地3
"	大下 憲一	八幡浜市真網代丙434番地1
"	黒田 伊智男	八幡浜市真網代丙683番地
"	矢野 寛樹	八幡浜市真網代丙222番地
"	須賀 成人	八幡浜市穴井3番耕地215番地1
"	中廣 光孝	八幡浜市穴井3番耕地750番地20
"	治京 与三郎	八幡浜市穴井3番耕地618番地
"	井上 金蔵	八幡浜市穴井3番耕地636番地
監事	古能 彰	八幡浜市真網代丙702番地
"	松本 真次	八幡浜市真網代丙240番地2
"	坂本 和則	八幡浜市若山2番耕地460-3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	嶋津 多三市	八幡浜市真網代丙360番地7
"	大下 雅男	八幡浜市真網代丙648番地
"	阿部 松訓	八幡浜市真網代丙237番地1
"	古能 彰	八幡浜市真網代丙702番地
"	平美 久志	八幡浜市穴井3番耕地514番地
"	松本 真次	八幡浜市真網代丙240番地2
"	楠本 安政	八幡浜市真網代丙383番地3
"	須賀 成人	八幡浜市穴井3番耕地215番地1
"	中廣 光孝	八幡浜市穴井3番耕地750番地20
"	治京 与三郎	八幡浜市穴井3番耕地618番地

監事	松田 幾弘	八幡浜市真網代乙334番地
"	佐々木 正高	八幡浜市真網代丙243番地2
"	二宮 賢二	八幡浜市保内町宮内2-64

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年6月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好 賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,113,086
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,262
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 239,136

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,680	14,227
南宇和郡	17,046	5,682
松山市・上浮穴郡	428,242	138,041
今治市・越智郡	131,834	43,945
宇和島市・北宇和郡	70,885	23,629
八幡浜市・西宇和郡	33,864	11,288
新居浜市	95,807	31,936
西条市	87,679	29,227
大洲市・喜多郡	47,185	15,729
伊予市	30,150	10,050
四国中央市	69,934	23,312
西予市	29,903	9,968
東温市	27,877	9,293